

新型コロナウイルス感染症体調不良者等 の対応ガイド（新旧対照）

2022.09.26改訂

新型コロナウイルス感染症 体調不良者等の対応ガイド

新型コロナウイルス感染症の体調不良者等の対応に係る事務手続について、場面ごとの原則的な流れをまとめましたので、本ガイドを参照のうえ手続くださるようお願いいたします。

< 個人情報の取り扱い >

新型コロナウイルス感染症に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人のプライバシーに配慮するとともに、取得した個人情報は、感染経路の確認、感染拡大の防止、教育・研究等の活動継続の判断などのために活用し、国の機関等からの情報提供要請等の法令に定めがある場合以外は、本人の同意なく第三者に開示・提供いたしません。感染に関する情報は、要配慮個人情報として、原則、本人の同意の上で取得いただき適切な管理をお願いします。

< 情報収集・報告等 >

感染情報を把握するため、以下の①②③に該当する場合は、各部署等において情報の取りまとめをお願いします。③のうち、結果が陽性と判明した場合は、担当係等から所定フォームにより、人事労務課安全衛生管理係へ報告をお願いします。

また、陽性者から提出された接触者リストを指定されたGoogleドライブに保存してください。

感染(疑い)者が学寮の入寮者の場合又は課外活動に参加していた場合は、学生支援課生活支援係または活動支援係へ速やかに連絡をお願いします。

なお、これまでとりまとめをお願いしていた以下の④～⑦については、各部署において必要に応じて、適宜情報収集していただくなどご対応願います。

- ① 保健所等より濃厚接触者に特定された場合
- ② 同居者が罹患した場合
- ③ PCR検査または抗原検査の結果が判明した場合
(抗原定性検査キットによる自主検査、みなし陽性の場合も含む)
- ④ 宮城県・仙台市のコールセンターに連絡し指示を受けた場合
- ⑤ コールセンターからの指示を受けて医療機関を受診した場合
- ⑥ 医療機関等からPCR検査等の受検を指示された場合(受検した場合)
- ⑦ 濃厚接触者ではないが罹患者と接触があった場合

※ 所定フォームURL

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScOtuHoR8ifs425MOgmYKZQNk9rlnAHqvuRw6mdR5tD66xoQ/viewform?usp=pp_url

※ 担当

- ・感染者の行動歴等の情報
人事労務課安全衛生管理係 (E-mail: anzen@grp.tohoku.ac.jp)
- ・感染(疑い)者が学寮の入寮者の場合の情報
学生支援課生活支援係 (E-mail: sta-ryo@grp.tohoku.ac.jp)
- ・感染(疑い)者が課外活動に参加した場合の情報
学生支援課活動支援係 (E-mail: sta-kagai@grp.tohoku.ac.jp)

新型コロナウイルス感染症 体調不良者等の対応ガイド

新型コロナウイルス感染症の体調不良者等の対応に係る事務手続について、場面ごとの原則的な流れをまとめましたので、本ガイドを参照のうえ手続くださるようお願いいたします。

< 個人情報の取り扱い >

新型コロナウイルス感染症に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人のプライバシーに配慮するとともに、取得した個人情報は、感染経路の確認、感染拡大の防止、教育・研究等の活動継続の判断などのために活用し、国の機関等からの情報提供要請等の法令に定めがある場合以外は、本人の同意なく第三者に開示・提供いたしません。感染に関する情報は、要配慮個人情報として、原則、本人の同意の上で取得いただき適切な管理をお願いします。

< 情報収集・報告等 >

感染情報を把握するため、以下の①②③に該当する場合は、各部署等において情報の取りまとめをお願いします。③のうち、結果が陽性と判明した場合は、担当係等から所定フォームにより、人事労務課安全衛生管理係へ報告をお願いします。

また、陽性者から提出された接触者リストを指定されたGoogleドライブに保存してください。

感染(疑い)者が学寮の入寮者の場合又は課外活動に参加していた場合は、学生支援課生活支援係または活動支援係へ速やかに連絡をお願いします。

なお、これまでとりまとめをお願いしていた以下の④～⑦については、各部署において必要に応じて、適宜情報収集していただくなどご対応願います。

- ① 保健所より濃厚接触者に特定された場合
- ② 同居者が罹患した場合
- ③ PCR検査または抗原検査の結果が判明した場合
(抗原定性検査キットによる自主検査の場合も含む)
- ④ 宮城県・仙台市のコールセンターに連絡し指示を受けた場合
- ⑤ コールセンターからの指示を受けて医療機関を受診した場合
- ⑥ 医療機関等からPCR検査等の受検を指示された場合(受検した場合)
- ⑦ 濃厚接触者ではないが罹患者と接触があった場合

※ 所定フォームURL

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScOtuHoR8ifs425MOgmYKZQNk9rlnAHqvuRw6mdR5tD66xoQ/viewform?usp=pp_url

※ 担当

- ・感染者の行動歴等の情報
人事労務課安全衛生管理係 (E-mail: anzen@grp.tohoku.ac.jp)
- ・感染(疑い)者が学寮の入寮者の場合の情報
学生支援課生活支援係 (E-mail: sta-ryo@grp.tohoku.ac.jp)
- ・感染(疑い)者が課外活動に参加した場合の情報
学生支援課活動支援係 (E-mail: sta-kagai@grp.tohoku.ac.jp)

【目次】

- 1. 学生・教職員が体調不良になった場合 1
- 2. 研究室・職場等で陽性者が発生した場合 2
- 3. 学外の陽性者と接触した場合 3
- 4. 同居者が体調不良等によりPCR検査等を受検する場合 4
- 参考1 復帰の目安 5
- 参考2 関連リンク 8

【参考資料】

- 資料1 新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図
- 資料2 接触者リスト
- 資料3 新型コロナウイルス感染症 体調不良者等の対応 Q&A

【目次】

- 1. 学生・教職員が体調不良になった場合 1
- 2. 研究室・職場等で陽性者が発生した場合 2
- 3. 学外の陽性者と接触した場合 3
- 4. 同居者が体調不良等によりPCR検査等を受検する場合 4
- 5. 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)から通知があった場合 5
- 参考1 復帰の目安 6
- 参考2 クイックガイド 8
- 参考3 関連リンク 13

【参考資料】

- 資料1 新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図
- 資料2 接触者リスト
- 資料3 新型コロナウイルス感染症 体調不良者等の対応 Q&A

1. 学生・教職員が体調不良になった場合

1

体調不良者発生

■ 体調不良者への指示事項 ・ 登校・出勤をせずに自宅で健康観察の実施を依頼

体調が回復せず、医療機関を受診 (PCR検査等の受検)

- 部局対策本部等で状況を把握
 - ① PCR検査等の受検日
 - ② 学内滞在状況(最終登校日・出勤日、滞在场所等)
 - ③ 現在の健康状態 など
 - 寮生の場合
 - 学生支援課生活支援係へ報告
 - 課外活動に参加していた場合
 - 学生支援課活動支援係へ報告
- ※必要に応じて、適宜情報を把握
※本部への報告(所定フォーム)不要

医療機関を受診しない、またはPCR検査等に至らず体調が回復

- 復帰の目安

次の条件を全て満たせば復帰

 - ① 発症後少なくとも7日間経過
 - ② 症状軽快後24時間が経過
(熱が下がらず、その他の症状が軽減せず)

※1 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
※2 咳・倦怠感等の症状

PCR検査等結果【陽性】

- 共用物品や共用部分の消毒
- 本部へ報告 所定フォームで報告
 - ・ 寮生の場合は、学生支援課生活支援係へ報告
 - ・ 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
- 部局対策本部等対応
 - 1 陽性者へ照会し、接触者のリストの提出を求める

陽性者の発症2日前から陽性判明日までに濃厚接触があった本学職員・学生等について、接触者リストを作成
 - 2 接触者リストをもとに濃厚接触者へ自宅待機等の指示

※該当者への指示事項はP2(研究室・職場等で陽性者が発生した場合)を参照

 - ① 接触者リストに自部局以外の構成員が記載されている場合は、部局間で密に連携し対応
 - ② 寮生の場合は、学生支援課生活支援係へ報告
 - ③ 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
 - ④ 本部へ報告；指定のGoogleフォルダへ保存
 - 3 陽性者の療養状況

療養先(入院、ホテル療養、自宅療養等)、現在の健康状態

PCR検査等結果【陰性】

- 部局対策本部等で状況を把握
 - ① 検査受検経緯
 - ② 結果判明日時 など

※必要に応じて、適宜情報を把握
- 復帰の目安

次の条件を全て満たせば復帰

 - ① 発症後少なくとも5日が経過
 - ② 症状軽快後48時間が経過
(熱が下がらず、その他の症状が軽減せず)

※1 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
※2 咳・倦怠感等の症状

退院・療養解除

【復帰に向けた対応】 部局対策本部等で状況を把握

- 復帰の目安
 - ・ 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後から24時間経過
 - ・ 現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
- ただし、発症日から10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検査など自身による健康状態の確認やマスクの着用、web会議等の活用、食事の個別摂取などの対策をとること。また、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、他の人ととの接触・直接会話等も避け、自主的な感染予防行動を徹底すること。
- 療養期間中の外出自粛について

有症状の場合で、症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食品等の買い出しなど必要最小限の外出をすることは差し支えない。

(参考) 当初より、体調不良の症状が無くPCR検査等を受けて陽性となった方【無症状者】の復帰の目安

- ・ 検体採取日から7日間経過
- ・ 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に療養解除が可能
※検査キットは必ず実施承諾書を受けているものを使用すること。
- ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検査など自身による健康状態の確認やマスクの着用、web会議等の活用、食事の個別摂取などの対策をとること。また、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、他の人ととの接触・直接会話等も避け、自主的な感染予防行動を徹底すること。

1. 学生・教職員が体調不良になった場合

1

体調不良者発生

■ 体調不良者への指示事項 ・ 登校・出勤をせずに自宅で健康観察の実施を依頼

体調が回復せず、医療機関を受診 (PCR検査等の受検)

- 部局対策本部等で状況を把握
 - ① PCR検査等の受検日
 - ② 学内滞在状況(最終登校日・出勤日、滞在场所等)
 - ③ 現在の健康状態 など
 - 寮生の場合
 - 学生支援課生活支援係へ報告
 - 課外活動に参加していた場合
 - 学生支援課活動支援係へ報告
- ※必要に応じて、適宜情報を把握
※本部への報告(所定フォーム)不要

医療機関を受診しない、またはPCR検査等に至らず体調が回復

- 復帰の目安

次の条件を全て満たせば復帰

 - ① 発症後少なくとも8日が経過
 - ② 解熱剤を内服しない状態で解熱後72時間が経過
 - ③ 咳や倦怠感等の症状が改善傾向

PCR検査等結果【陽性】

- 共用物品や共用部分の消毒
- 本部へ報告 所定フォームで報告
 - ・ 寮生の場合は、学生支援課生活支援係へ報告
 - ・ 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
- 部局対策本部等対応
 - 1 陽性者へ照会し、接触者のリストの提出を求める

陽性者の発症2日前から陽性判明日までに濃厚接触があった本学職員・学生等について、接触者リストを作成
 - 2 接触者リストをもとに濃厚接触者へ自宅待機等の指示

※該当者への指示事項はP2(研究室・職場等で陽性者が発生した場合)を参照

 - ① 接触者リストに自部局以外の構成員が記載されている場合は、部局間で密に連携し対応
 - ② 寮生の場合は、学生支援課生活支援係へ報告
 - ③ 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
 - ④ 本部へ報告；指定のGoogleフォルダへ保存
 - 3 陽性者の療養状況 (保健所からの指示事項等)
 - ・ 療養先(入院、ホテル療養、自宅待機等)
 - ・ 現在の健康状態

PCR検査等結果【陰性】

- 部局対策本部等で状況を把握
 - ① 検査受検経緯
 - ② 結果判明日時 など

※必要に応じて、適宜情報を把握
- 復帰の目安

次の条件を全て満たせば復帰

 - ① 発症後少なくとも5日が経過
 - ② 症状を緩和させる薬剤(解熱剤を含む)を服用していない状態で症状消失から72時間が経過

退院・療養解除

【復帰に向けた対応】

- 部局対策本部等で状況を把握
 - 保健所からの療養解除後、体調不良の症状がなければ翌日から復帰可
→ 療養解除から4週間経過または朝・夕の健康観察を依頼
 - 該当者の療養終了日や健康状態

2. 研究室・職場等で陽性者が発生した場合

2

学生・教職員等がPCR検査等で陽性判明

陽性者と接触した者の調査/濃厚接触者への対応

1 陽性者へ照会し、接触者リストの提出を求める

陽性者の発症 2 日前（無症状の場合は検体採取日の2日前）から陽性判明日までに濃厚接触があった
本学職員・学生等について接触者リストを作成

2 接触者リストをもとに該当者（濃厚接触者）に自宅待機・健康観察等を指示

- ① 接触者リストに自部局以外の構成員が記載されている場合は、部局間で密に連携し対応
- ② 寮生の場合は、学生支援課生活支援係へ報告
- ③ 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
- ④ 本部へ報告；指定されたGoogle共有フォルダへ保存

【対象者への指示事項】

① 自宅待機

陽性者と最後に接触した日から5日間は、自宅で健康観察
◎毎日、朝晩に体温を測定し、症状の有無を記録する

② 体調不良の症状が現れた場合は医療機関受診

かかりつけ医またはかかりつけ医がいない場合は、受診・相談センター（コールセンター）に連絡する。
受診・相談センター（コールセンター）電話：022-398-9211

③ 留意事項

7日間は経過するまでは、以下のことに留意する（自宅待機終了後の2日間、自宅待機はなし）

- ・健康観察を行い、体調不良時には出勤または登校を中止し、速やかに報告する。併せて速やかな医療機関の受診を推奨する。
- ・高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（ハイリスク者）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（ハイリスク施設）への不要不急の訪問（受診を除く）、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控える。
- ・会議等はwebに変更する。
- ・他の人との接触・直接会話は極力、避けること。
- ・マスク着用を徹底すること。
- ・食事は、個別に摂り、換気に注意すること。

自宅待機
症状あり・症状出現

■ 体調不良の症状がある（症状が現れた）場合

- ・かかりつけ医に電話で受診について相談する
- ・かかりつけ医がいない場合は、受診・相談センター（コールセンター）に連絡する、電話：022-398-9211

■ 部局対策本部会議等で対応

- ① 受診状況を確認する
- ② PCR検査等を受検し、【陽性】の場合は本部へ連絡
- ③ 結果【陽性】時の対応を行う

◎ PCR検査等で陰性が確認された場合でも、陽性者と最後に接触した日から5日間の自宅待機、7日間は健康観察や感染対策を継続し、体調不良の症状が現れないことが復帰の目安となる。

自宅待機
症状なし

■ 復帰の目安

次の条件を全て満たせば復帰

- ① 体調不良の症状を発症していない
- ② 陽性者と最後に接触した日から5日間は、自宅での健康観察

◎ただし、自宅待機解除後も、7日間は経過するまでは、健康状態の確認やハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問（受診を除く）、感染リスクの高い場所の利用や会食等避け、マスク着用などの感染対策をとる。

2. 研究室・職場等で陽性者が発生した場合

2

学生・教職員等がPCR検査等で陽性判明

陽性者と接触した者の調査/濃厚接触者への対応

1 陽性者へ照会し、接触者リストの提出を求める

陽性者の発症 2 日前（無症状の場合は検体採取日の2日前）から陽性判明日までに濃厚接触があった
本学職員・学生等について接触者リストを作成

2 接触者リストをもとに該当者（濃厚接触者）に自宅待機・健康観察等を指示

- ① 接触者リストに自部局以外の構成員が記載されている場合は、部局間で密に連携し対応
- ② 寮生の場合は、学生支援課生活支援係へ報告
- ③ 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
- ④ 本部へ報告；指定されたGoogle共有フォルダへ保存

【対象者への指示事項】

① 自宅待機

陽性者と最後に接触した日から5日間は、自宅で健康観察
◎毎日、朝晩に体温を測定し、症状の有無を記録する

② 体調不良の症状が現れた場合は医療機関受診

かかりつけ医またはかかりつけ医がいない場合は、受診・相談センター（コールセンター）に連絡する。
受診・相談センター（コールセンター）電話：022-398-9211

③ 留意事項

7日間は経過するまでは、以下のことに留意する（自宅待機終了後の2日間、自宅待機はなし）

- ・健康観察を行い、体調不良時には出勤または登校を中止し、速やかに報告する。併せて速やかな医療機関の受診を推奨する。
- ・高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（ハイリスク者）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（ハイリスク施設）への不要不急の訪問（受診を除く）、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控える。
- ・会議等はwebに変更する。
- ・他の人との接触・直接会話は極力、避けること。
- ・マスク着用を徹底すること。
- ・食事は、個別に摂り、換気に注意すること。

自宅待機
症状あり・症状出現

■ 体調不良の症状がある（症状が現れた）場合

- ・かかりつけ医に電話で受診について相談する
- ・かかりつけ医がいない場合は、受診・相談センター（コールセンター）に連絡する、電話：022-398-9211

■ 部局対策本部会議等で対応

- ① 受診状況を確認する
- ② PCR検査等を受検し、【陽性】の場合は本部へ連絡
- ③ 結果【陽性】時の対応を行う

◎ PCR検査等で陰性が確認された場合でも、陽性者と最後に接触した日から5日間の自宅待機、7日間は健康観察や感染対策を継続し、体調不良の症状が現れないことが復帰の目安となる。

自宅待機
症状なし

■ 復帰の目安

次の条件を全て満たせば復帰

- ① 体調不良の症状を発症していない
- ② 陽性者と最後に接触した日から5日間は、自宅での健康観察

◎ただし、自宅待機解除後も、7日間は経過するまでは、健康状態の確認やハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問（受診を除く）、感染リスクの高い場所の利用や会食等避け、マスク着用などの感染対策をとる。

3. 学外の陽性者と接触した場合

学外の陽性者との接触

学外の陽性者から該当者（本学構成員）へ連絡
(該当者は連絡後自宅待機開始)

- 部局対策本部等で情報を把握
 - ① 学内滞在状況(最終登校・出勤日、滞在场所等)
 - ② 学外の陽性者との関係性、接触状況 など
- 寮生の場合
 - 学生支援課生活支援係へ報告
- 課外活動に参加していた場合
 - 学生支援課活動支援係へ報告

※ 必要に応じて、適宜情報を把握
※ 本部への報告(所定フォーム) 不要

濃厚接触者に【該当】(自宅待機継続)

- 部局対策本部等で情報を把握
 - ① 濃厚接触者と特定された日時 (PCR検査等の受検予定日など)
 - ② 陽性者との接触状況 (最後に接触した日・滞在场所など)

PCR検査等結果【陽性】

- 共用物品や共用部分の消毒
- 本部へ報告 所定フォームで報告
 - ・ 寮生の場合は、学生支援課生活支援係へ報告
 - ・ 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
- 部局対策本部等へ対応
 - 1 陽性者へ照会し、接触者リストの提出を求める
陽性者の発症2日前から陽性判明日までに濃厚接触があった本学職員・学生等について、接触者リストを作成
 - 2 接触者リストをもとに濃厚接触者へ自宅待機等の指示
※該当者への指示事項はP2「研究室・職場等で陽性者が発生した場合」を参照
① 接触者リストに自部局以外の構成員が記載されている場合は、部局間で密に連携し対応
② 寮生の場合は、学生支援課生活支援係へ報告
③ 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
④ 本部へ報告；指定のGoogleフォルダへ保存
 - 3 陽性者の療養状況
療養先（入院、ホテル療養、自宅療養等）、現在の健康状態

PCR検査等結果【陰性】または検査実施なし

- 部局対策本部等で情報を把握 (PCR検査等実施の場合)
 - ① 検査受検経緯
 - ② 結果判明日時 など
- 復帰の目安
次の条件を全て満たせば復帰
① 体調不良の症状を発生していない
② 陽性者と最後に接触した日から5日間の自宅での健康観察
○ただし、自宅待機解除後も、7日間が経過するまでは、健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（ハイリスク者）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（ハイリスク施設）への不要不急の訪問（受診を除く）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を選び、マスク着用などの感染対策をとる。

退院・療養解除

【復帰に向けた対応】部局対策本部等で状況を把握

- 復帰の目安
(有症状者)
 - ・ 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過
 - ・ 現在入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
- (無症状者) ※当初より、体調不良の症状がな(PCR検査等をうけて陰性となった方) (無症状者)
 - ・ 検体採取日から7日間を経過
 - ・ 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除が可能
※検査キットは必ず薬事承認を受けているものを使用すること。
- ただし、有症状者は、発症日から10日間、無症状者は7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認やマスクの着用、web会議等の活用、食事の個別摂取などの対策をとること。
また、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を選び、他の人との接触・直接会話等も極力避け、自主的な感染予防行動を徹底すること。
- 療養期間中の外出自粛について
有症状の場合で、症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出をすることは差し支えない。

3. 学外の陽性者と接触した場合

学外の陽性者との接触

保健所又は学外の陽性者から該当者（本学構成員）へ連絡
(該当者は連絡後自宅待機開始)

- 部局対策本部等で情報を把握
 - ① 学内滞在状況(最終登校・出勤日、滞在场所等)
 - ② 学外の陽性者との関係性、接触状況 など
- 寮生の場合
 - 学生支援課生活支援係へ報告
- 課外活動に参加していた場合
 - 学生支援課活動支援係へ報告

※ 必要に応じて、適宜情報を把握
※ 本部への報告(所定フォーム) 不要

保健所による調査の結果 濃厚接触者に【該当】(自宅待機継続)

- 部局対策班会議等で情報を把握
 - ① 濃厚接触者と特定された日時、保健所からの指示内容 (PCR検査等の受検予定日など)
 - ② 陽性者との接触状況 (最後に接触した日・滞在场所など)

保健所による調査の結果 濃厚接触者に【非該当】

- 復帰の目安
体調不良の症状がなければ復帰可
- その他
 - ① 復帰後も継続して健康観察を実施
 - ② 不要不急の外出を控えるなど、他人へ感染させない行動に努める

PCR検査等結果【陽性】

- 共用物品や共用部分の消毒
- 本部へ報告 所定フォームで報告
 - ・ 寮生の場合は、学生支援課生活支援係へ報告
 - ・ 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
- 部局対策本部等へ対応
 - 1 陽性者へ照会し、接触者リストの提出を求める
陽性者の発症2日前から陽性判明日までに濃厚接触があった本学職員・学生等について、接触者リストを作成
 - 2 接触者リストをもとに濃厚接触者へ自宅待機等の指示
※該当者への指示事項はP2「研究室・職場等で陽性者が発生した場合」を参照
① 接触者リストに自部局以外の構成員が記載されている場合は、部局間で密に連携し対応
② 寮生の場合は、学生支援課生活支援係へ報告
③ 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
④ 本部へ報告；指定のGoogleフォルダへ保存
 - 3 陽性者の療養状況 (保健所からの指示事項等)
 - ・ 療養先（入院、ホテル療養、自宅待機等）
 - ・ 現在の健康状態

PCR検査等結果【陰性】または検査実施なし

- 部局対策本部等で情報を把握 (PCR検査等実施の場合)
 - ① 検査受検経緯
 - ② 結果判明日時 など
- 復帰の目安
次の条件を全て満たせば復帰
① 体調不良の症状を発生していない
② 陽性者と最後に接触した日から5日間の自宅での健康観察
○ただし、自宅待機解除後も、7日間が経過するまでは、健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（ハイリスク者）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（ハイリスク施設）への不要不急の訪問（受診を除く）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を選び、マスク着用などの感染対策をとる。

退院・療養解除

【復帰に向けた対応】

- 部局対策班会議等で状況を把握
 - 保健所からの療養解除後、体調不良の症状がなければ翌日から復帰可
→ 療養解除から4週間経過までは朝・夕の健康観察を依頼
 - 該当者の療養終了日や健康状態

4. 同居者が体調不良等によりPCR検査等を受検する場合

4

同居者がPCR検査等を受検予定
(受検予定判明時より自宅待機開始)

同居者の陽性判明 (自宅待機継続)

- 部局対策本部等で情報を把握
 - 同居者の陽性判明日時
 - 学内滞在状況(最終登校・出勤日、滞在场所等)
 - 現在の健康状態 など
- ※ 本部への報告 (所定フォーム) 不要

同居者の陰性判明

陰性判明後、本学構成員に体調不良の症状がなければ登校・出勤可

濃厚接触者に該当 (自宅待機継続)

- 部局対策本部等で情報を把握
 - 濃厚接触者と特定された日時 ② 陽性者との接触状況(最後に接触した日・滞在场所等) など
- 課外活動に参加していた場合
学生支援課活動支援係へ報告

PCR検査等結果【陽性】またはみなし陽性

- 共用物品や共用部分の消毒
- 本部へ報告 所定フォームで報告
 - ・ 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
- 部局対策本部等で対応
- 1 陽性者へ照会し、接触者リストの提出を求める
陽性者の発症2日前から陽性判明日までに濃厚接触があった本学職員・学生等について、接触者リストを作成
- 2 接触者リストをもとに濃厚接触者へ自宅待機等の指示
※ 該当者への指示事項はP2「研究室・職場等で陽性者が発生した場合」を参照
 - 接触者リストに自部局以外の構成員が記載されている場合は、部局間で密に連携し対応
 - 寮生の場合は、学生支援課生活支援係へ報告
 - 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
 - 本部へ報告；指定のGoogleフォルダへ保存
- 3 陽性者の療養状況
療養先（入院、ホテル療養、自宅療養等）、現在の健康状態

PCR検査等結果【陰性】または検査実施なし

- 部局対策本部等で情報を把握
 - 検査受検経緯
 - 結果判明日時 など
- 復帰の目安
次の条件を全て満たせば復帰
 - 体調不良の症状を発症していない
 - 同居者の発症日から5日間の自宅での健康観察

○ただし、自宅待機解除後も、7日間が経過するまでは、健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（ハイリスク者）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（ハイリスク施設）への不要不急の訪問（受診を除く）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を選び、マスク着用することの感染対策をとる。
- ※ 状況により異なる場合があります

退院・療養解除

【復帰に向けた対応】部局対策本部等で状況を把握

- 復帰の目安
(有症状者)
 - ・ 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過
 - ・ 現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
- (無症状者) ※当初より、体調不良の症状がなくPCR検査等を5回以上陽性となった方（無症状者）
 - ・ 検体採取日から7日間を経過
 - ・ 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除が可能
 - ※ 検査キットは必ず実事承認を受けているものを使用すること
- ただし、有症状者は、発症日から10日間、無症状者は7日間が経過するまでは、感染リスクが依然存在することから、検温など自身による健康状態の確認やマスクの着用、web会議等の活用、食事の個別摂取などの対策をとること。また、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を選び、他の人との接触・直接会食等も極力避け、自主的な感染予防行動を徹底すること。
- 療養期間中の外出自粛について
有症状の場合で、症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際には必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出をすることは差し支えない。

4. 同居者が体調不良等によりPCR検査等を受検する場合

4

同居者がPCR検査等を受検予定
(受検予定判明時より自宅待機開始)

同居者の陽性判明 (自宅待機継続)

- 部局対策本部等で情報を把握
 - 同居者の陽性判明日時
 - 学内滞在状況(最終登校・出勤日、滞在场所等)
 - 現在の健康状態 など
- ※ 本部への報告 (所定フォーム) 不要

同居者の陰性判明

陰性判明後、本学構成員に体調不良の症状がなければ登校・出勤可

保健所による調査の結果 濃厚接触者に該当 (自宅待機継続)

- 部局対策本部等で情報を把握
 - 濃厚接触者と特定された日時、保健所からの指示内容 (PCR検査等を受検予定日など)
 - 陽性者との接触状況(最後に接触した日・滞在场所等) など
- 課外活動に参加していた場合
学生支援課活動支援係へ報告

PCR検査等結果【陽性】

- 共用物品や共用部分の消毒
- 本部へ報告 所定フォームで報告
 - ・ 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
- 部局対策本部等で対応
- 1 陽性者へ照会し、接触者リストの提出を求める
陽性者の発症2日前から陽性判明日までに濃厚接触があった本学職員・学生等について、接触者リストを作成
- 2 接触者リストをもとに濃厚接触者へ自宅待機等の指示
※ 該当者への指示事項はP2「研究室・職場等で陽性者が発生した場合」を参照
 - 接触者リストに自部局以外の構成員が記載されている場合は、部局間で密に連携し対応
 - 寮生の場合は、学生支援課生活支援係へ報告
 - 課外活動に参加していた場合は、学生支援課活動支援係へ報告
 - 本部へ報告；指定のGoogleフォルダへ保存
- 3 陽性者の療養状況 (保健所からの指示事項等)
 - ・ 療養先（入院、ホテル療養、自宅待機等）
 - ・ 現在の健康状態

PCR検査等結果【陰性】または検査実施なし

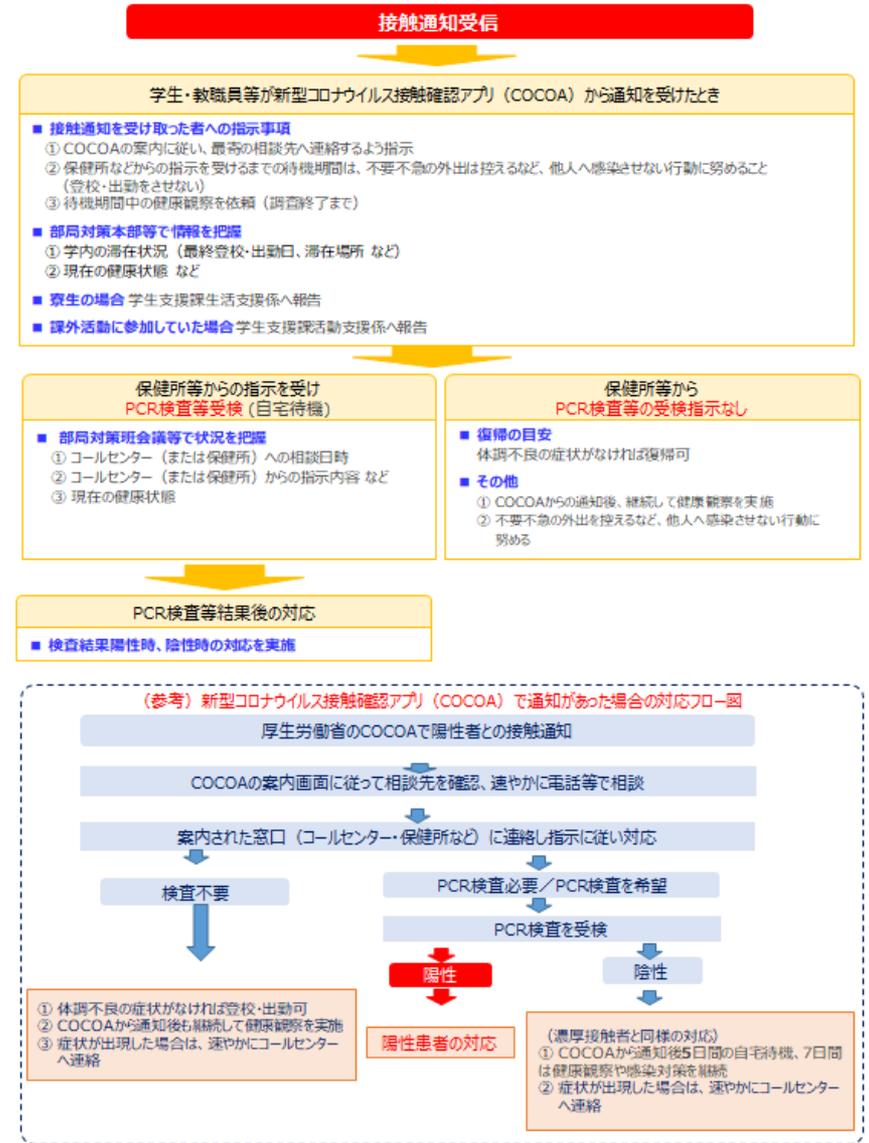
- 部局対策本部等で情報を把握
 - 検査受検経緯
 - 結果判明日時 など
- 復帰の目安
次の条件を全て満たせば復帰
 - 体調不良の症状を発症していない
 - 同居者の発症日から5日間の自宅での健康観察

○ただし、自宅待機解除後も、7日間が経過するまでは、健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（ハイリスク者）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（ハイリスク施設）への不要不急の訪問（受診を除く）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を選び、マスク着用することの感染対策をとる。
- ※ 状況により異なる場合があります

退院・療養解除

- 【復帰に向けた対応】
- 部局対策本部等で状況を把握
 - 保健所からの療養解除後、体調不良の症状がなければ翌日から復帰可
→ 療養解除から4週間経過までは朝・夕の健康観察を依頼
 - 該当者の療養終了日や健康状態

5. 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) から通知があった場合 5



参考1：復帰の目安

5

1 体調不良者の復帰の目安

区分	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日
症状等	発熱	発熱	微熱	平熱	平熱	平熱	平熱	平熱	平熱
	風邪症状		風邪症状改善			風邪症状消失	体調回復	体調回復	
薬	解熱剤服用		(解熱剤を含む) 薬剤の服用なし (24時間を経過)						
状況	自宅療養	医療機関受診	自宅療養						復帰

(復帰の目安)

① 発症後に少なくとも7日が経過

② 症状軽快後24時間が経過 (熱が下がり^{※1}、その他の症状が軽減^{※2})

※1 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない

※2 咳・倦怠感等の症状

2 PCR検査等受検者の復帰の目安

(1) PCR検査等の結果が陽性の場合

(療養解除から復帰まで)

区分	0日目	1日目	2日目
月日	2月1日	2月2日	2月3日
保健所	療養解除		
症状等	発熱・風邪症状なし		
対応	復帰		

(復帰の目安)

療養解除後、体調不良の症状がなければ、翌日から復帰可

(2) PCR検査等の結果が陰性の場合 (体調不良に伴う受検)

(自宅療養から復帰まで)

区分	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日
症状等	発熱	発熱	微熱	平熱	平熱	平熱	平熱
	風邪症状		風邪症状改善～消失			風邪症状消失	
PCR検査	PCR検査実施		陰性判明				
薬	解熱剤服用		(解熱剤を含む) 薬剤の服用なし (48時間を経過)				
状況	自宅療養	医療機関受診	自宅療養				復帰

(復帰の目安)

① 発症後に少なくとも5日が経過

② 症状軽快後48時間 (熱が下がり^{※1}、その他の症状が軽減^{※2})

※1 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない

※2 咳・倦怠感等の症状

※検査キット配送・陽性者登録センターの抗原定性検査キットなど、自分で検査を実施した場合は、医療機関を受診していない場合の復帰の目安となります。(Q&AのQ22をご確認ください)

参考1：復帰の目安

6

1 体調不良者の復帰の目安

区分	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
月日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	2月10日
症状等	発熱	発熱	微熱	平熱	平熱	平熱	平熱	平熱	平熱	平熱
	風邪症状		風邪症状改善			風邪症状消失	体調回復	体調回復		
薬	解熱剤服用		(解熱剤を含む) 薬剤の服用なし (72時間を経過)							
状況	自宅療養	医療機関受診	自宅療養							復帰

(復帰の目安)

① 発症後に少なくとも8日が経過

② 解熱剤を内服しない状態で解熱後72時間が経過

③ 咳や倦怠感等の症状が改善傾向

2 PCR検査等受検者の復帰の目安

(1) PCR検査等の結果が陽性の場合

(療養解除から復帰まで)

区分	0日目	1日目	2日目
月日	2月1日	2月2日	2月3日
保健所	療養解除		
症状等	発熱・風邪症状なし		
対応	復帰		

(復帰の目安)

保健所からの療養解除後、体調不良の症状がなければ、翌日から復帰可

(2) PCR検査等の結果が陰性の場合 (体調不良に伴う受検)

(自宅療養から復帰まで)

区分	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日
症状等	発熱	発熱	微熱	平熱	平熱	平熱	平熱
	風邪症状		風邪症状改善～消失			風邪症状消失	
PCR検査	PCR検査実施		陰性判明				
薬	解熱剤服用		(解熱剤を含む) 薬剤の服用なし (72時間を経過)				
状況	自宅療養	医療機関受診	自宅療養				復帰

(復帰の目安)

① 発症後に少なくとも5日が経過

② 症状を緩和させる薬剤 (解熱剤を含む) を服用していない状態で症状消失から72時間が経過

※検査キット配送・陽性者登録センターの抗原定性検査キットなど、自分で検査を実施した場合は、医療機関を受診していない場合の復帰の目安となります。(Q&AのQ19をご確認ください)

3 濃厚接触者等の復帰の目安

(1) 同居家族等が体調不良となり陽性の場合

学生Aの同居家族が、2月1日に発熱あり、2日にPCR検査受検、3日に陽性が判明した。
 学生Aは、2月9日に保健所から濃厚接触者に特定され、2月4日にPCR検査を受検、2月5日に陰性が確認された。

区分	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
月日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日		
同居家族	発熱(発症日)	PCR検査	結果陽性	結果陽性	保健所の指示に基づき療養へ				
学生A	自宅での健康観察(体調不良の症状なし)								
			濃厚接触者に該当	PCR検査	結果陰性		復帰		

(学生Aの復帰の目安)

- ① 体調不良の症状を発生していない
- ② 同居者の発症日(症状が出始めた)から5日間の自宅での健康観察
 ただし、自宅待機解除後も、7日間が経過するまでは、健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方(ハイリスク者)との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関(ハイリスク施設)への不要不急の訪問(受診を除く)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用することの感染対策をとる。
 ※状況により異なる場合があります
 ◎併せて、別紙Q&AのQ9、21もご確認ください。
 (参考) 仙台市; 陽性と診断された方へ(濃厚接触者となった同居家族の方の待機期間)

(2) 飲食を共にした同僚が陽性の場合

職員Aは、仕事から帰宅後(2月3日の夜)発熱し、PCR検査結果が陽性であった。
 2月2日、職員Aと飲食を共にしていた同僚Bが、大学から濃厚接触者に特定され、2月7日にPCR検査を受検し、2月8日に陰性が確認された。

区分	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目		
月日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	2月10日
職員A	他人に感染させる可能性のある期間(発症後)		他人に感染させる可能性のある期間(発症後(2月3日~2月13日まで))							
		勤務後発熱・発症日	PCR検査	結果陽性	保健所の指示に基づき療養へ					
同僚B	二人で飲食		濃厚接触者の調査	濃厚接触者に該当	PCR検査	結果陰性		復帰		
	自宅での健康観察(体調不良の症状なし)									

(同僚Bの復帰の目安)

- ① 体調不良の症状を発生していない
- ② 陽性者と最後に接触した日を0日目として5日間の自宅での健康観察後
 ただし、自宅待機解除後も、7日間が経過するまでは、健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方(ハイリスク者)との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関(ハイリスク施設)への不要不急の訪問(受診を除く)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用することの感染対策をとる。

(3) 同室で勤務する同僚が陽性の場合

職員Aは、仕事から帰宅後(2月3日の夜)発熱し、PCR検査結果が陽性であった。
 職員Aと同室で勤務していた同僚Cは、大学による調査で濃厚接触者には特定されなかった。

月日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日
職員A			発熱・発症日	PCR検査	結果陽性	自宅等で療養	
同僚C	職員Aと同室で勤務			出勤	自宅での健康観察(体調不良の症状なし)		
				濃厚接触者の調査	濃厚接触者に非該当・復帰可		

(同僚Cの復帰の目安)

- 体調不良の症状を発生していない
 ※体調不良の症状を発生していない場合は、濃厚接触者に非該当が確定した後、すぐに復帰可

3 濃厚接触者等の復帰の目安

(1) 同居家族等が体調不良となり陽性の場合

学生Aの同居家族が、2月1日に発熱あり、2日にPCR検査受検、3日に陽性が判明した。
 学生Aは、2月4日に保健所から濃厚接触者に特定され、2月4日にPCR検査を受検、2月5日に陰性が確認された。

区分	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	
同居家族	発熱(発症日)	PCR検査	結果陽性	結果陽性	保健所の指示に基づき療養へ			
学生A	自宅での健康観察(体調不良の症状なし)							
			濃厚接触者に該当	PCR検査	結果陰性		復帰	

(学生Aの復帰の目安)

- ① 体調不良の症状を発生していない
- ② 同居者の発症日(症状が出始めた)から5日間の自宅での健康観察
 ただし、自宅待機解除後も、7日間が経過するまでは、健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方(ハイリスク者)との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関(ハイリスク施設)への不要不急の訪問(受診を除く)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用することの感染対策をとる。
 ※状況により異なる場合があります
 ◎併せて、別紙Q&AのQ18もご確認ください。
 (参考) 仙台市; 陽性と診断された方へ(濃厚接触者となった同居家族の方の待機期間)

(2) 飲食を共にした同僚が陽性の場合

職員Aは、仕事から帰宅後(2月3日の夜)発熱し、PCR検査結果が陽性であった。
 2月2日、職員Aと飲食を共にしていた同僚Bが、大学から濃厚接触者に特定され、2月7日にPCR検査を受検し、2月8日に陰性が確認された。

区分	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目		
月日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	2月10日
職員A	他人に感染させる可能性のある期間(発症後)		他人に感染させる可能性のある期間(発症後(2月3日~2月13日まで))							
		勤務後発熱・発症日	PCR検査	結果陽性	保健所の指示に基づき療養へ					
同僚B	二人で飲食		濃厚接触者の調査	濃厚接触者に該当	PCR検査	結果陰性		復帰		
	自宅での健康観察(体調不良の症状なし)									

(同僚Bの復帰の目安)

- ① 体調不良の症状を発生していない
- ② 陽性者と最後に接触した日を0日目として5日間の自宅での健康観察後
 ただし、自宅待機解除後も、7日間が経過するまでは、健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方(ハイリスク者)との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関(ハイリスク施設)への不要不急の訪問(受診を除く)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用することの感染対策をとる。

(3) 同室で勤務する同僚が陽性の場合

職員Aは、仕事から帰宅後(2月3日の夜)発熱し、PCR検査結果が陽性であった。
 職員Aと同室で勤務していた同僚Cは、大学による調査で濃厚接触者には特定されなかった。

月日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日
職員A			発熱・発症日	PCR検査	結果陽性	自宅等で療養	
同僚C	職員Aと同室で勤務			出勤	自宅での健康観察(体調不良の症状なし)		
				濃厚接触者の調査	濃厚接触者に非該当・復帰可		

(同僚Cの復帰の目安)

- 体調不良の症状を発生していない
 ※体調不良の症状を発生していない場合は、濃厚接触者に非該当が確定した後、すぐに復帰可

4 陽性者の療養期間

(1) 症状がある方

自宅（宿泊）療養；有症状で療養した場合



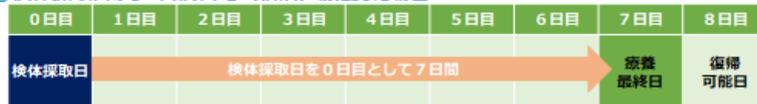
発症日を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合に、8日から療養解除が可能となり、出勤、登校が可能

ただし、発症日から10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認やマスク着用、web会議等の活用、食事の個別摂取などの対策をとること。
また高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、他の人との接触・直接会話等も極力避け、自主的な感染予防行動を徹底すること。

(参考) 現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日から療養解除が可能

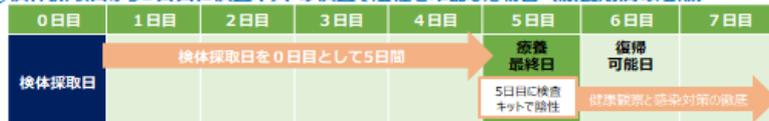
(2) 症状が無い方

① 検体採取日から7日間自宅（宿泊）療養した場合



検体採取日を0日目として7日間経過した場合に、8日から療養解除が可能となり、出勤、登校可能

② 検体採取日から5日目に検査キットの検査で陰性を確認した場合（療養期間の短縮）



検体採取日を0日目として5日目に検査キットで陰性を確認した場合は、5日間経過後（6日目）に療養解除が可能となり、出勤、登校が可能

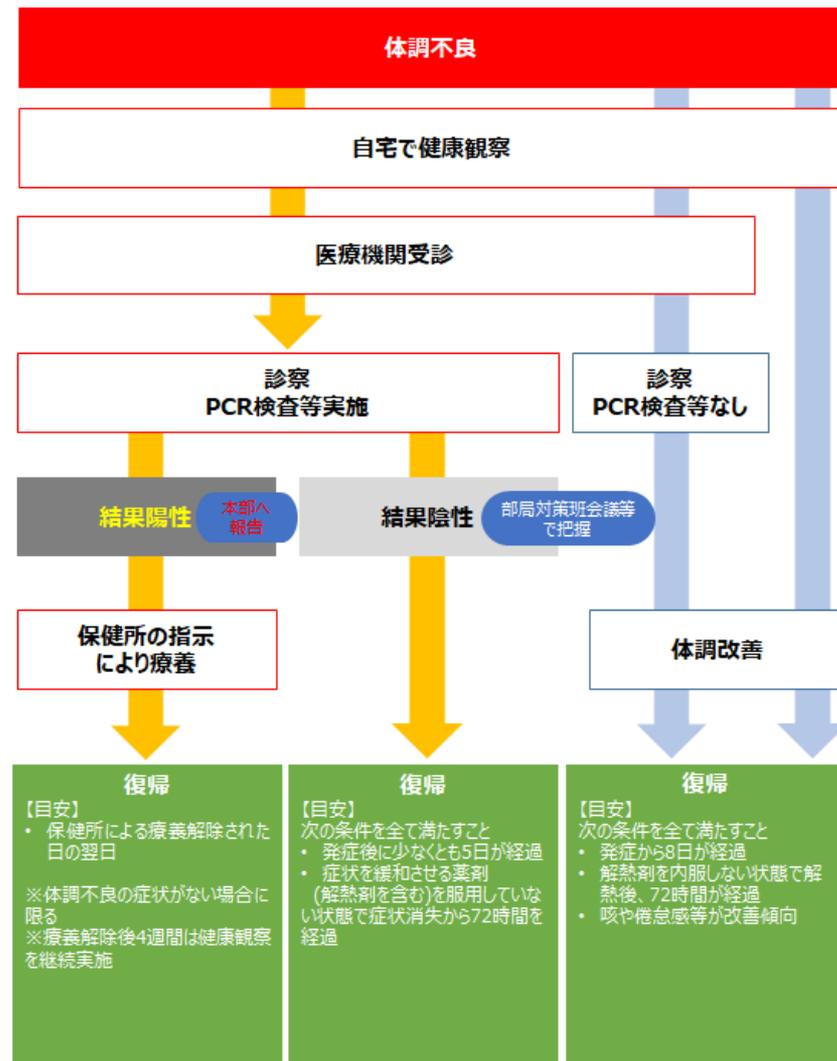
ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認やマスク着用、web会議等の活用、食事の個別摂取などの対策をとること。
また高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、他の人との接触・直接会話等も極力避け、自主的な感染予防行動を徹底すること。

検査キットは、必ず薬事承認を受けているものを使用し、「研究用」の記載があるものは使用しないこと。

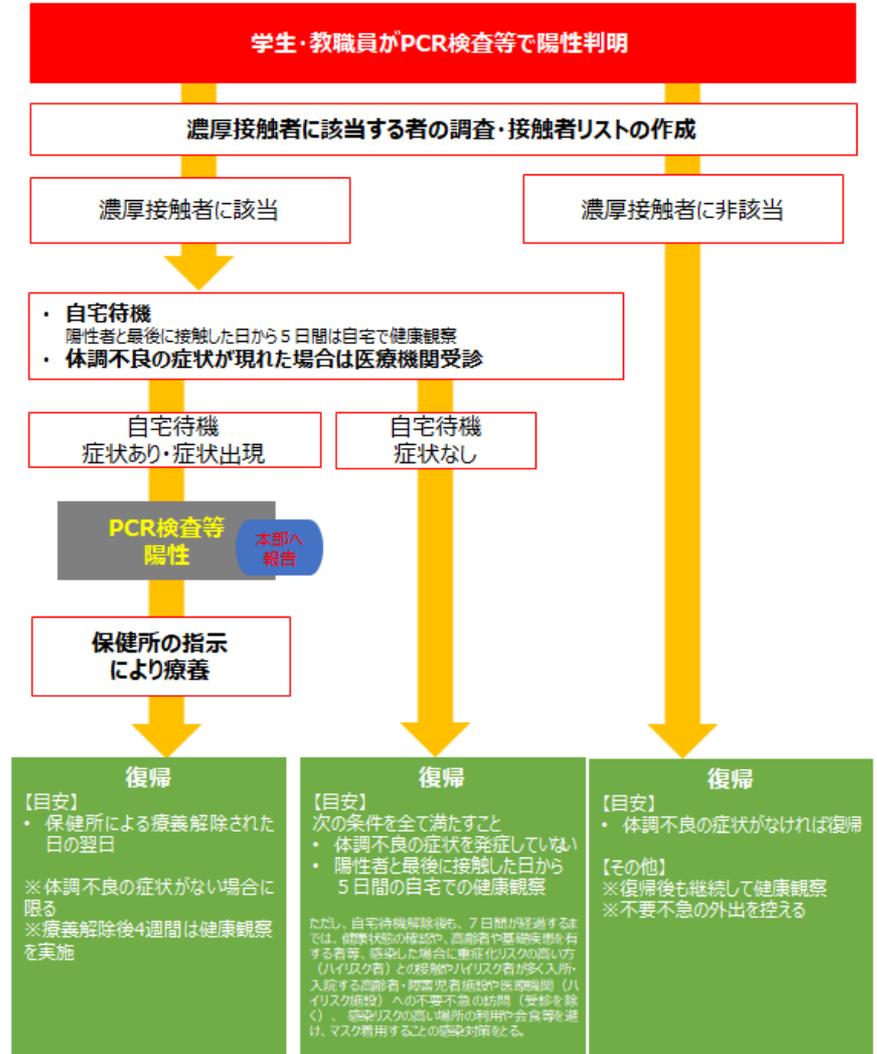
(3) そのほか；療養期間中の外出自粛について

有症状の場合で、症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出をすることは差支えない。

学生・教職員が体調不良になった場合



研究室・職場等で陽性者が発生した場合



学外の陽性者と接触した場合
(保健所から濃厚接触者として特定された場合)

陽性者との接触があり保健所による調査の結果
濃厚接触者に該当

部局対策班会議等
で把握

PCR検査等
陽性

本部へ
報告

PCR検査等実施なし
または
PCR検査等陰性

部局対策班会議等
で把握

保健所の指示
により療養

復帰

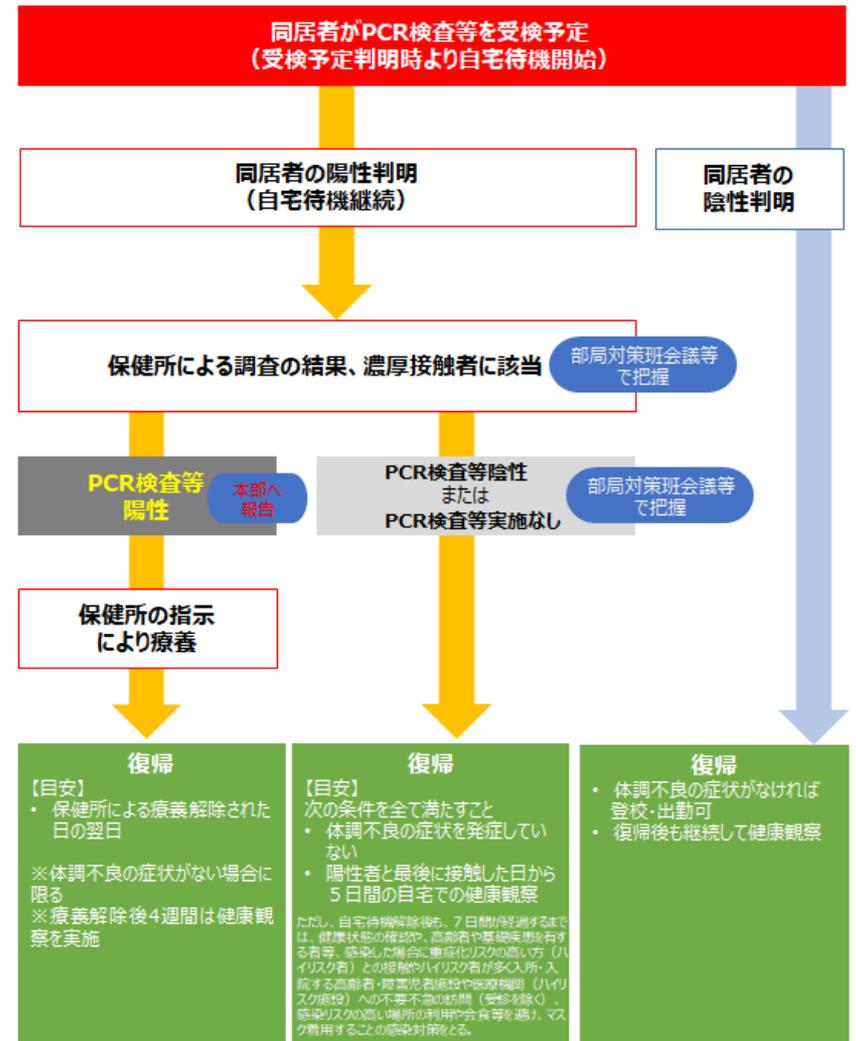
【目安】
・ 保健所による療養解除された日の翌日
※体調不良の症状がない場合に限る
※療養解除後4週間は健康観察を実施

復帰

【目安】
次の条件を全て満たすこと
・ 体調不良の症状を発症していない
・ 陽性者と最後に接触した日から5日間の
自宅での健康観察

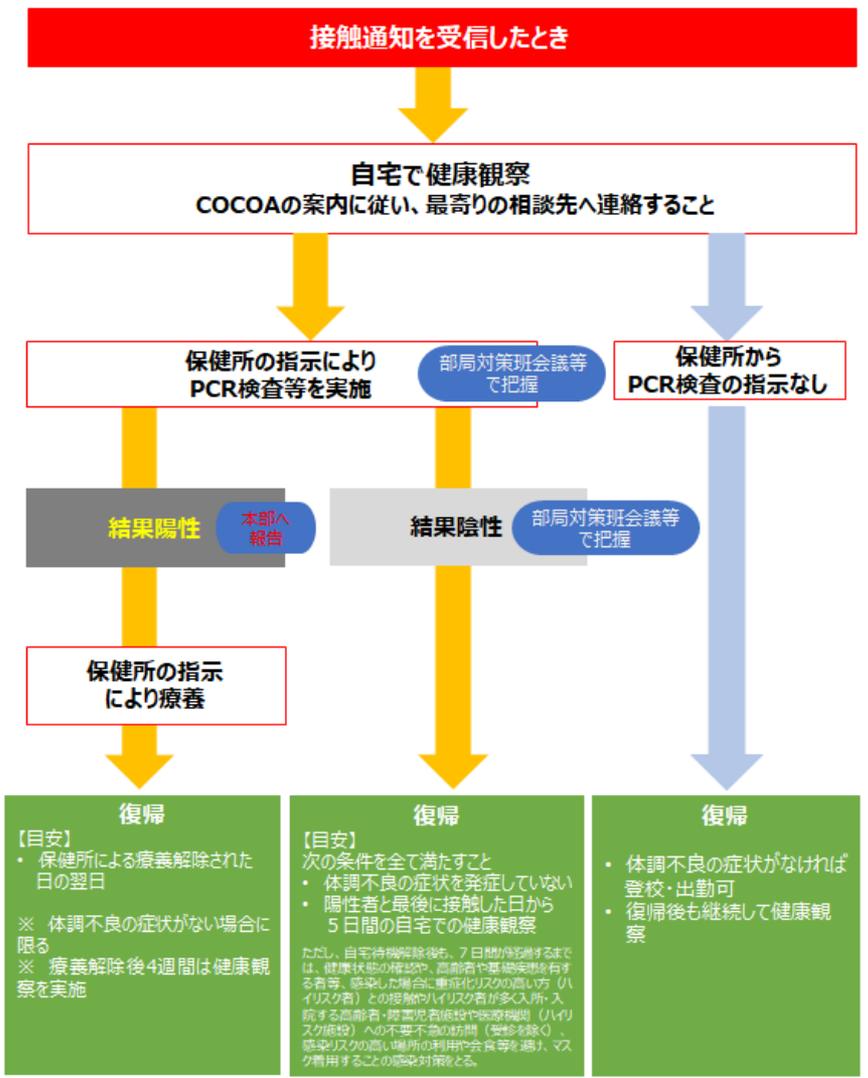
ただし、自宅待機解除後も、7日間が経過するまでは、健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（ハイリスク者）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（ハイリスク施設）への不要不急の訪問（受診を除く）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を選び、マスク着用することの感染対策をとる。

同居者が体調不良等によりPCR検査を受検する場合



参考2：クイックガイド

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）から通知があった場合



新型コロナウイルス感染症に関する情報・政府の取組み (Q&A・リンク集)

- **新型コロナウイルス感染症に関する健康相談をしたい**
仙台市・宮城県 022-398-9211 24時間対応
- **新型コロナウイルス感染症に関する国の対応を知りたい**
厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
- **仙台市・宮城県の対策について知りたい**
仙台市「仙台市・宮城県の新型コロナウイルス感染症対策」
<https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/juyo/taisaku/index.html>
- **担当者向けの詳しい対応について知りたい**
（一社）日本渡航医学会 ・（公社）日本産業衛生学会
「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」
<https://www.sanei.or.jp/topics/covid19/index.html>
- **本学の対応、取り組みについて確認したい**
東北大学新型コロナウイルスBCP対応ガイド（TUBCP）
<https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/index.html>
- **新型コロナウイルス感染症に関する取扱い（まとめ）**
本学（人事労務課）が発出した通知等の内容を集約
<https://sites.google.com/tohoku.ac.jp/covid19-work>
- **検査キット配送・陽性者登録センター（宮城県・仙台市共同運用、現在は陽性者サポートセンター）について知りたい**
宮城県；「検査キット配送・陽性者登録センター」について
<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/haiso-tourouku-center.html>

新型コロナウイルス感染症に関する情報・政府の取組み (Q&A・リンク集)

- **新型コロナウイルス感染症に関する健康相談をしたい**
仙台市・宮城県 022-398-9211 24時間対応
- **新型コロナウイルス感染症に関する国の対応を知りたい**
厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
- **接触確認アプリ（COCOA）について知りたい**
厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- **仙台市・宮城県の対策について知りたい**
仙台市「仙台市・宮城県の新型コロナウイルス感染症対策」
<https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/juyo/taisaku/index.html>
- **担当者向けの詳しい対応について知りたい**
（一社）日本渡航医学会 ・（公社）日本産業衛生学会
「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」
<https://www.sanei.or.jp/topics/covid19/index.html>
- **本学の対応、取り組みについて確認したい**
東北大学新型コロナウイルスBCP対応ガイド（TUBCP）
<https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/index.html>
- **新型コロナウイルス感染症に関する取扱い（まとめ）**
本学（人事労務課）が発出した通知等の内容を集約
<https://sites.google.com/tohoku.ac.jp/covid19-work>
- **検査キット配送・陽性者登録センター（宮城県・仙台市共同運用）について知りたい**
宮城県；「検査キット配送・陽性者登録センター」について
<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/haiso-tourouku-center.html>